チェックリスト

申立人	受付		係書
□	□	収入印紙　被相続人1人につき1200円	□
□	□	郵便切手　84円・10円・1円 ×（当事者数＋10）＝（　　）枚ずつ　／　100円・94円・50円・5円 ×当事者数×2＝（　　）枚 ×当事者数＝（　　）枚ずつ	

□	□	**申立書（□当事者目録　□遺産目録）**	裁判所用（原本）＋相手方用（人数分のコピー）	□
□	□	**相続関係図**	裁判所用（原本）＋相手方用（人数分のコピー）	□
□	□	**事情説明書**	裁判所用（原本）	□
□	□	**進行に関する照会回答書**	裁判所用（原本）	□

相続人の範囲の裏付け資料　**←相続人の範囲の裏付け資料は他の当事者用のコピーは不要です**

□	□	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）全て ① 相続人が配偶者・子・親の場合 被相続人の出生（被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍等）から死亡までの連続した全戸籍謄本 被相続人が死亡し，続いて配偶者が死亡したような場合は，配偶者の出生（配偶者の親の除籍謄本又は改製原戸籍等）から婚姻するまでの連続した全戸籍謄本 ② 相続人に兄弟姉妹が含まれる場合 被相続人の父母の出生（被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍等）から被相続人の死亡までの連続した全戸籍謄本 ③ 相続人に子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合 ①②に加え，被代襲者（子又は兄弟姉妹）の出生から死亡までの連続した全戸籍謄本	□
□	□	相続人全員の現在の戸籍謄本（3か月以内のもの）	□
□	□	被相続人の住民票除票（廃棄済みの場合は戸籍の附票）と相続人全員の住民票（3か月以内のもの）	□
□	□	（外国人が当事者の場合）相続人全員の住民票（3か月以内のもの）	□

※この他にも，相続人の範囲の裏付けのために必要な場合は追加提出をお願いする場合もありますのでご了承ください。
※マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

［書類の請求先］	戸籍謄本・戸籍附票	本籍地の市区町村役場の戸籍担当係（住民課等）
	住民票	住所地の市区町村役場の住民登録担当係

遺産の裏付け資料

		不動産の裏付け資料	［書類の請求先］	
□	□	全部事項証明書（3か月以内のもの）	法務局の不動産登記部門	□
□	□	固定資産税評価証明書（最新のもの）	物件所在地の市区町村役場の固定資産税担当係	□
□	□	不動産の位置・形状等が分かる資料（公図，建物平面図，住宅地図，航空写真等）	公図・建物平面図は法務局の不動産登記部門	□
		その他の遺産の裏付け資料		
□	□	預貯金の相続開始時残高・現在残高の裏付け資料（預貯金の通帳写し，証書写し，取引履歴・残高証明書等）		□
□	□	保険契約の裏付け資料（保険証書写し，残高証明書等）		□
□	□	株式，社債，投資信託等の裏付け資料（株式の預かり証写し，株券写し，残高証明書，取引明細書等）		□
□	□	その他の遺産の裏付け資料（写し）		□

その他の裏付け資料

□	□	相続税申告書写し（※マイナンバーが記載されている場合はマイナンバー部分をマスキングしてください。）	□
□	□	遺言書写し	□
□	□	遺産分割協議書写し	□
□	□	その他	□